

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】令和3年12月2日(2021.12.2)

【公表番号】特表2020-536994(P2020-536994A)
 【公表日】令和2年12月17日(2020.12.17)
 【年通号数】公開・登録公報2020-051
 【出願番号】特願2020-519693(P2020-519693)
 【国際特許分類】

C 0 9 K 5/04 (2006.01)
 C 1 0 M 105/38 (2006.01)
 C 1 0 M 107/24 (2006.01)
 C 1 0 M 127/06 (2006.01)
 F 2 5 B 1/00 (2006.01)
 C 1 0 N 40/30 (2006.01)
 C 1 0 N 30/00 (2006.01)

【 F I 】

C 0 9 K 5/04 C
 C 0 9 K 5/04 E
 C 1 0 M 105/38
 C 1 0 M 107/24
 C 1 0 M 127/06
 F 2 5 B 1/00 3 9 6 U
 C 1 0 N 40:30
 C 1 0 N 30:00 Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年10月20日(2021.10.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも約97重量%の以下の3つの化合物の組み合わせを含む冷媒であって、前記組み合わせが、

約49重量%のジフルオロメタン(HFC-32)、

約11.5重量%のペンタフルオロエタン(HFC-125)、及び

約39.5重量%のトリフルオロイソブタン(CF₃I)から本質的になり、

前記百分率が前記3つの化合物の総重量に基づく、冷媒。

【請求項2】

前記冷媒が、少なくとも約99.5重量%の前記3つの化合物の組み合わせを含む、請求項1に記載の冷媒。

【請求項3】

前記冷媒が不燃性である、請求項2に記載の冷媒。

【請求項4】

請求項4に記載の冷媒を含む、熱伝達組成物。

【請求項5】

請求項3に記載の冷媒と、POE潤滑剤とを含む、熱伝達組成物。

【請求項 6】

前記組み合わせが、

49重量% + / - 0.3重量%のジフルオロメタン(HFC-32)、

11.5重量% + / - 0.3重量%のペンタフルオロエタン(HFC-125)、及び

39.5重量% + / - 0.3重量%のトリフルオロヨードメタン(CF₃I)から本質的になる、請求項1に記載の冷媒。

【請求項 7】

前記冷媒が不燃性である、請求項6に記載の冷媒。

【請求項 8】

蒸発器と、凝縮器と、圧縮機とを備える熱伝達システムにおける冷却方法であって、プロセスが、

i) 冷媒を凝縮することであって、

少なくとも約97重量%の以下の3つの化合物の組み合わせを含み、前記組み合わせが、

約49重量%のジフルオロメタン(HFC-32)、約11.5重量%のペンタフルオロエタン(HFC-125)、及び

約39.5重量%のトリフルオロヨードメタン(CF₃I)から本質的になり、前記百分率が前記3つの化合物の総重量に基づく、ことと、

ii) 前記冷媒を冷却される本体又は物品の付近で蒸発させることであって、前記冷媒の蒸発温度が、約-40 ~ 約-10の範囲である、ことと、を含む、方法。

【請求項 9】

前記冷媒の前記蒸発温度が、約0 ~ 約10の範囲である、請求項8に記載の方法。

【請求項 10】

蒸発器と、凝縮器と、圧縮機とを備え、かつ内部に冷媒を含む、熱伝達システムであって、前記冷媒が、

少なくとも約97重量%の以下の3つの化合物の組み合わせを含み、前記組み合わせが、

約49重量%のジフルオロメタン(HFC-32)、約11.5重量%のペンタフルオロエタン(HFC-125)、及び

約39.5重量%のトリフルオロヨードメタン(CF₃I)から本質的になり、前記百分率が前記3つの化合物の総重量に基づく、熱伝達システム。